

成年後見制度の基礎知識

◆ 成年後見制度について

高齢化が進み、認知症の方も増えていくなかで、オレオレ詐欺や必要のない高額の商品を買わされるなど、判断能力の低下した方を狙った犯罪行為が増えてきています。

このような場合に、**本人の財産上の保護や身上監護の支援を行うための制度が成年後見制度**です。

また、家庭裁判所から選任される**成年後見人**とは、認知症や知的障害等により判断能力が著しく低下した方の財産の保護や身上監護等を行う者のことをいいます。

1. どのような場合に成年後見制度を利用するのでしょうか

- ① 一人暮らしをしている年老いた母親が認知症になってしまったが、必要のない家のリフォーム工事を度々契約してしまう。
- ② 父親の遺産分割協議をする必要があるが、弟が知的障害を抱えており、判断能力が不十分で、一人で判断できず、印鑑を押ししても無効になってしまう可能性がある。
- ③ 父親と同居している自分の兄弟が、父親が認知症で判断能力が低下したのをいいことに、父親の財産を勝手に使っている。
- ④ 身寄りがないので施設や病院、死後の手続きが心配である。
- ⑤ 財産の管理を信頼できる人に任せたい
- ⑥ 知的障害を抱えた親族がいる場合の対処 など

このような場合に、本人の判断能力が低下していることにより、本人の財産や権利が侵害されないようにするために、成年後見人制度を利用します。

2. 成年後見制度を利用するとどうなるのでしょうか

成年後見人には、ご本人の法律行為に関する取消権（法定後見）と包括的代理権が付与されます。

- (1) 1項の①の場合、本人がした法律行為を後見人が**取り消すこと**や**追認**することができます。これにより本人を保護することができます。
- (2) 1項の②、③、④、⑤、⑥の法律行為に関して本人を代理して法律行為をすることができます。これにより本人の判断能力が不十分の場合にも、**後見人の代理権を行使して有効な法律行為**を行うことができます。

(3) 成年後見の登記制度

成年後見制度では、「後見登記」がされます。被後見人等が誰であるか、後見人等が誰であるかの証明書です。この証明書には、後見人等の権限等が記載されています。

後見登記ができていることで、後見人であることを証明する書類を発行でき、本人に代わって様々な身上監護契約や財産管理手続をすることができるようになります。

また、後見人ではない方にとっても、資格登録等の際に後見登記されていないことを証明する書類を求められることがあるため、後見登記について理解しておくことが必要です。

証明書の交付請求ができる人は、本人、本人の配偶者、四親等内の親族及び本人の成年後見人に限られます。（取引の相手方を理由に請求することはできません）

3. 成年後見制度の種類とは

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つに分類されます。

(1) 法定後見制度

判断能力が不十分になってから本人を保護するための手続きをするのが法定後見制です。

度認知症などによって、判断能力が不十分になってしまった後、親族などが家庭裁判所に対し申立てをして審判を受け、後見人を指定する制度で、選任された後見人により本人を保護・支援するものです。

(2) 任意後見制度

判断能力が不十分になる前にあらかじめ本人を保護するための契約手続きをするのが任意後見制度です。

契約によってあらかじめ「自分が判断能力が著しく低下した状況になったときには、信頼できる人にこういう権限を与える」という内容を定めておく方法のことです。

任意後見制度では法定後見制度に比べて「どのような行為についてサポートを受けるか」について具体的に定めておくことが可能ですが、**手続きを行う時点で本人に判断能力がある**ことが条件になることには注意が必要です。